

# 雇用クリーンプランナー ミニセミナー

日常職場編シリーズ第2回

「休憩①」

## 休憩①

休憩時間の取得は労基法で決められています！

【労働基準法第34条】使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。



Q 当社の従業員から「うちの会社のお昼休憩時間は2時間あります。お昼を食べるだけなら1時間で十分だし、法律上もそんなにいらなはずです。働き方改革の時代ですので、休憩時間を短くして早く帰りたいのですが」との申し出がありました。この意見を聴くべきなのでしょうか？

## 休憩①

確認事項⇒法律で決められている条件

条件	6時間超...少なくとも45分 8時間超...少なくとも1時間
ポイント	決められているのは「少なくとも」であって多いことへの制限はない。



A 就業規則で法律の基準を上回るルールを変更する義務は会社にはない。ルールができた背景と法律の趣旨を説明した上で、納得させるべき。今後は入社面接時等での説明に配慮する必要があるのでは。